

フィットネス&スパ CARVATA (カルヴァータ)

会員規約 (改定版)

第一章 総則

- 第1条 (名称) 当クラブは、フィットネス&スパ CARVATA (カルヴァータ (以下当クラブという)) と称します
- 第2条 (事務局) 当クラブの事務局は、津山市川崎 1756-8 フィットネス&スパ CARVATA (カルヴァータ) 内に置きます。
- 第3条 (目的) 当クラブは、運動を通じ会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。
- 第4条 (運営及び管理) 当クラブは、一般財団法人津山慈風会 (以下、当財団という) が所有し、運営管理を行います。

第二章 会則

- 第5条 (入会契約の締結及び手続き) 当クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続きを取るものとします。
- (1) 当クラブに入会しようとする方は、本会員規約および個人情報の取り扱い、ご利用方法等の諸規則を了承のうえ、当クラブと入会契約を締結することとします。
 - (2) 当財団は、(1) に際して、本会員規約および個人情報の取り扱い、ご利用方法等の書面を交付するものとします。
 - (3) 当クラブの会員区分利用条件等は「ご利用案内」の通りとします。
 - (4) 当クラブへの入会を希望する方は、所定の「入会申込書」に必要事項をご記入のうえ手続きを行い、当クラブの承諾を得たうえで、所定の入会金および会費等を納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。
- 第6条 (会員の入会資格) 当クラブの入会資格は、以下のとおりとします。なお、当クラブは、その自由な裁量により入会申し込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
- (1) 15 歳以上の男女で、本会員規約および当クラブの諸規則を遵守される方
 - (2) 以下の各号に該当される方は、当クラブに入会することはできません。
 - ①暴力団関係者
 - ②刺青、タトゥーのある方
 - ③医師により運動を禁じられている方
 - ④伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有してい

る方

⑤公序良俗に反する行為により、公的、私的を問わずスポーツクラブ等の会員制の団体より会員資格の停止、または除名処分を受けた事のある方

⑥その他当クラブが会員としてふさわしくないと判断した方

(3) 健康を自己管理し、当クラブの諸施設の利用に堪えうると認められた方
なお、法人会員の社員ご利用者で前項各号に該当される方は利用することができません。

第7条（入会契約手続き）

当クラブに入会を希望される方は、所定の申込手続きを行い、前条に定める入会資格を有すると当クラブが決定した場合は、所定の期日までに別途定める入会金および会費を支払っていただきます。

- (1) 前項の手続きが完了された方は、会員証を発行します。
- (2) 会員の区分により、有効期限のある会員についての更新は、所定の手続きをしていただきます。

第8条（会員証）

当クラブは、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

- (1) 会員は、当クラブ施設を利用するときは、会員証を提示しなければなりません。
- (2) 会員証は、記名式とします。（会員の氏名を記入）
- (3) 会員証は、会員本人に限り使用でき、他の方は使用できません。
- (4) 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに当クラブに届出て、再発行の手続きをとるものとし、当クラブ所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 会員は、当クラブを退会するときには、会員証を返還するものとします。

第9条（会員名義の変更）

会員は、いかなる場合もその会員資格を他に譲渡することはできません。

第10条（入会金の取り扱い）

入会金は第23条第(2)項以外の場合には、これを返還しないものとします。

第11条（会費の取り扱い）

会員は、別途ご利用料金表に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

会費は、第23条第(2)項以外の場合、これを返還しないものとします。

第12条（会費の変更）

当クラブは、会費が不相当なものとなったと判断した場合、これを変更することができます。この場合、2か月前までに会員に告知するものとします。

第13条（会費等の滞納）

(1) 会員が、会費等の支払いを滞納した場合は、当クラブは、当該会員を当該滞納と同時に、当然に会員資格停止処分に出来るものとします。

- (2) 前項の場合、会員が滞納した会費等につきその全額を現金、業者の督

促による支払い、または当クラブが指定した方法で直ちに支払わない限り、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の割合で計算される延滞利息を付する事ができる。その際必要な振込手数料その他費用は、すべて当該会員の負担とします。

(3) 第 1 項により資格停止となった会員が、その後滞納した会費を支払う事なく、以下のいずれかに該当するに至ったと同時に、第 25 条の定めに関わらず、当クラブは、当該会員を除名するものとします。

①会費等を累積して 3 か月分延滞したとき

②会費等を 3 か月未満滞納している場合であっても、当クラブが相当な期間を設け、当該会費等の支払いを 2 回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき

第 14 条（営業時間・休館日・臨時休業等） (1) 当クラブは、諸般の事情により、営業時間、休館日等を変更する場合があります。

(2) 当クラブは、次の事由により、施設の全部または一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。

①天災、地変等やむを得ない理由により当クラブを開場できないとき

②施設の補修または改修するとき

(3) 当クラブは、(1) 及び (2) ②の場合、1 か月前までに会員に告知するものとします。(2) ①の場合は、ホームページ、SNS にて告知するものとします。

第 15 条（会員の変更届出事項） 会員は、住所、連絡先その他入会手続きの記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて当クラブに届け出るものとします。

第 16 条（休会） 会員は、当クラブに所定の届けを提出することにより、休会できるものとします。

第 17 条（ビジター利用） 当クラブでは、会員以外の者（以下ビジター）の当クラブの利用条件は、同伴する会員のそれに準ずるものとします。また当クラブは、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、ビジターとして施設を利用する事を認めるものとします。

(1) 当クラブは、体験利用者等に施設利用を認めることができるものとします。

(2) 当クラブは、ビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限することができるものとします。

(3) ビジターは、当クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。

第 18 条（施設が利用できない方）

次の各項に該当する方の施設利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者
- (2) 刺青、タトゥーのある方
- (3) 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- (4) 飲酒または正常な施設利用ができないと認められた方
- (5) 医師により運動を禁止されている方
- (6) 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、当クラブが不適当と認めた方

第 19 条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはいけません。

- (1) 当クラブ会員及び施設利用者、当クラブのスタッフ、当クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為
- (2) 施設利用者または当クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為
 - ① 殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
 - ② 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
 - ③ 奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
 - ④ 待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
 - ⑤ 正当な理由なく面談、電話、その他の方法で拘束する行為
- (3) 当クラブの施設内または当クラブの施設周辺において、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等法令または公序良俗に反する行為
- (4) 刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
- (5) 飲酒をしてからの施設の利用
- (6) 当クラブの施設等を故意に長時間独占する行為
- (7) 当クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う行為
- (8) 当クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為
- (9) 当クラブの許可なく、施設内において撮影する行為
- (10) 当クラブの許可なく、インターネット上に当クラブにおける情報を公開する行為
- (11) 当クラブの施設内または施設周辺における物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- (12) 当クラブの施設内または施設周辺におけるビラ等の配布、貼り紙の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動、その他これに準ずる行為
- (13) 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為
- (14) その他当クラブの秩序を乱す行為

第 20 条（会員の賠償責任）	会員ならびにビジターが、当クラブの利用に際して発生した人的、物的事故については、当クラブは一切の損害賠償の責を負いません。また、当クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、当クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。
第 21 条（クラブの免責）	会員ならびにビジターが、当クラブの利用に際して発生させた人的、物的事故については、当クラブは責任を負いません。ただし、当クラブに過失がある場合には、当クラブに付保している保険（施設賠償保険）の範囲において、一定の補償をするものとします。また、当クラブの利用に際して発生した盗難、紛失については、当クラブは一切の損害賠償の責を負いません。ただし、所定の方法により貴重品として当クラブに預けた場合を除きます。
第 22 条（入場の禁止）	当クラブは、会員が以下の各号に該当した場合、施設への入場の禁止、または退場を命ずることが出来ます。 （１） 本規約を遵守しないとき （２） 第 6 条に規定する入会資格を満たない事が判明したとき。 （３） 第 19 条禁止事項に規定する禁止行為があったとき （４） 飲酒等により、正常に当クラブの施設を利用する事が困難であると当クラブが判断したとき （５） 負傷、発病等で施設の利用が困難であると当クラブが判断した場合で、回復等によりその原因が止んだ事を証する医師の診断書及び会社所定の誓約書の提出を当クラブが求めたにも関わらず、これを提出しないとき。 （６） その他当クラブの施設を利用する事が困難であると当クラブが判断したとき
第 23 条（退会）	（１） 会員が、本契約を解除しようとするときは、会員証を添付の上、所定の書面にて当クラブに「退会届」を提出するものとします。会員は、手続き締切日までに退会届を提出した該当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。 （２） 会員は、本会員規約に基づく契約を当クラブと締結し、別途定める利用開始日から 8 日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、当クラブは受領した入会金及び会費全額を速やかに返還します。ただし、入会手続きの費用については、この限りではありません。
第 24 条（会員資格の喪失）	会員は、次の場合会員資格を喪失し、自動的に契約を終了するものとします。 （１） 会員本人が死亡または、法人にあってはその法人が解散したとき

第 25 条（会員の除名要件）

（２） 当クラブが除名の決定をしたとき

会員ならびにビジター利用者において、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、当クラブは会員資格及び利用を一部停止または除名、利用の停止をすることができます。

（１） 会員が入会に際し、虚偽の申告を行ったとき、または入会資格が第 6 条（２）に抵触すると判断したとき

（２） 当クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき

（３） 会費、利用料金、その他諸支払いを怠り、当クラブより督促を受けてもなお、所定の期日までに支払いのないとき

（４） 故意に当クラブの施設、設備を破損したとき

（５） 当クラブにおいて、許可を得ずに商行為や政治活動、宗教活動を行ったとき

（６） 他の会員等の第三者または当クラブのスタッフに対するストーキング行為、セクシャルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき

（７） 他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または当クラブの円滑な施設運営を妨げたとき

（８） その他会員としてふさわしくない言動があったと当クラブが認めたとき

（９） 本規約、その他当クラブが定める諸規則に違反したとき

（１０） その他、処分を相当とする行為があったとき

当財団は、前条により会員資格を停止、またはクラブから除名された会員について、当クラブの施設利用を一切認めないものとする

第 26 条（個人情報）

（１） 当クラブは、会員が提供した会員情報のうち、会員の個人情報（個人情報関連法で定められた個人情報をいいます）を本規約、または会社が別途定める『個人情報保護方針』及び個人情報関連法にしたがって適正に管理します。

（２） 当クラブは、会員から預かった個人情報を、会員の頻人確認、会社または当クラブからの各種連絡・案内の送付（電子メール及び郵送のいずれも含みます）、および当クラブの利用料金の請求に利用します。

（３） 当クラブは、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しません。

①会員本人の同意がある場合

②会員が希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために当クラブが業務を委託する業者に対して開示する場合

③法令に基づき開示する事が必要である場合

④緊急時、医療機関等に搬送された場合

(4) 会員が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、本人であることを確認する上、合理的な期間及び範囲において対応します。

第 27 条（細則）

本規約に定めない事項および業務遂行上必要な事項は、「施設利用案内」等の細則によるほか、必要に応じてクラブが定めます。

第 28 条（改正）

本規約の改正ならびに細則、施設利用案内の制定および改正は、当クラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員および全利用者に及ぶものとします。

第 29 条（発行）

本規約は平成 26 年 3 月 10 日に発行されました。

本規約は令和 2 年 1 月 9 日改正されました。

本規約は令和 6 年 10 月 7 日改正されました。

フィットネス&スパCARVATA（カルヴァータ）

施設ご利用案内（改定版）

★営業時間 月曜日～火曜日 木曜日～土曜日・・・ 10：00～22：00

日曜日・祝日・・・ 10：00～18：00

*最終チェックイン時刻：各会員区分によって定めたご利用可能な最終時刻の40分前

★休館日 毎週水曜日

■施設利用上のお願い ・会員の方は、必ず会員証をご持参ください。

- ・靴はシューズロッカーへ入れ、施錠してください。
- ・施設ご利用時はロッカーキーを身につけてください。（プレミアム会員は除く）
- ・貴重品はセーフティーロッカーをご利用ください。
- ・食べ物（弁当等）の持ち込みはご遠慮ください。
- ・酒気を帯びた方の利用はご遠慮ください。
- ・施設内での喫煙はご遠慮ください。
- ・ジム、スタジオ、プール、スパの各エリアでの携帯電話のご使用をご遠慮ください。
- ・施設内における盗難については、当クラブは一切責任を負いません。

■施設ご利用の流れ

- チェックイン
- ①空いているシューズロッカーをご利用ください。
 - ②会員証をフロントにて、専用端末にかざしチェックインして下さい。
 - *ビジター等ご利用の方は、専用ロッカーカードをお渡します。
 - *法人会員は、毎回利用料（300円）をフロントにてお支払い下さい。
 - *一般の方で、スパのみご利用の方は900円をお支払い下さい。
 - ③シューズロッカーキー及び会員証は、各自で保管して下さい。
 - ④更衣室ロッカーは、お好きなロッカーを選び、会員証を差し込んで施錠して下さい。
 - *プレミアム会員は、専用ロッカーをご利用下さい。

チェックアウト

- ①会員証をフロントにて、専用端末にかざしてチェックアウトして下さい。
 - *ビジター等ご利用の方は、専用ロッカーカードを返却して下さい。
 - ・・・・・・各エリアのご利用上の注意事項は裏面をご覧ください。

■退会・休会手続き

・退会

退会ご希望月の当月 15 日までに申し出ください。

＊例：4 月退会の場合、4 月 15 日が退会受付の締切日となります。

なお、入会手続き完了日より 8 日以内であれば、書面により会員契約を無条件に解除することができます。

・休会

休会ご希望月の前月 15 日までに申し出ください。

＊例：5 月から休会される場合。4 月 15 日が休会受付の締切日となります。

なお、休会されている期間中は、休会費として毎月 2,200 円をお支払いいただきます。

・手続き方法

①フロントにて退会届または休会届をご記入ください。

②ご記入された退会届または休会届に会員証を添えて、フロントにご提出ください。

各エリアのご利用上の注意事項 各エリアのご利用方法や注意事項をご案内します。

◎フロント

チェックイン、チェックアウトのほか、入会、休会など諸手続きを行います。

- ・チェックイン時に、会員証を提示していただきますので、必ずご持参ください。
- ・館内での有料サービスは、チェックイン時もしくはお申込み時に一括清算させていただきます。
- ・貴重品は必ずセーフティーロッカーへお預けください。

◎館内ショップ

トレーニンググッズ、タオル、サプリメント等取り揃えております。

- ・お支払いはご購入時にフロントにて、現金またはクレジットカードでお支払いください。

◎ロビー

ジムやプールまたはスパやサウナご利用後おくつろぎください。

- ・ロビーへの食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・上履きは 2、3 階よりご着用ください。

◎ロッカールーム

使い勝手のよいロッカーで、安心してご利用いただけます。

- ・ロッカールーム内では、シューズの着用をご遠慮ください。
- ・盗難防止のため、ロッカーから離れる際には必ず施錠し、ロッカーは身につけてください。（プレミアム会員は除く）
- ・お風呂、プール、シャワーのご利用後は出入口にて身体と足をよく拭いてロッカールームにお入りください。

◎スパ、サウナ

広大な自然が一望できる露天風呂につかり、リゾート気分でリラックス

- ・備え付けのシャンプー、コンディショナー、ボディソープはご自由にお使いください。
- ・長時間タオル等の置きっぱなしはご遠慮ください。
- ・サウナ内では衣類は着用せず、ご自身のタオルをご利用ください。
- ・携帯電話・雑誌などの持ち込みは固くお断りします。
- ・体調に注意し、水分補給をしながら無理のない程度にご利用ください。
- ・タオルや衣類を干すのは大変危険ですので、ご遠慮ください。

◎プール

円形歩行専用プールでアクアウォーキング、水中マシンをご利用ください。

- ・歩行専用プールのため、水泳は禁止となります。
- ・ロッカーキーを身につけてください。
- ・水質維持のため、必ずシャワーを浴び、お化粧品、整髪料、汗などを流してからプールをご利用ください。
- ・プールをご利用の際は必ずスイミングキャップを着用してください。
- ・プールをご利用の際は事故防止のために、指輪、ピアスなどのアクセサリー類、腕時計、眼鏡などを外してご利用ください。
- ・ソフトコンタクトレンズ装着の方は、そのままご利用できます。なお、ハードコンタクトレンズ装着の方は、あらかじめコンタクトレンズを外してご利用ください。
- ・衝突事故防止のため、右回り通行にご協力ください。
- ・飛び込みは一切禁止とさせていただきます。
- ・備え付けの用具以外の持ち込みはご遠慮ください。
- ・プールは監視体制をとっておりますが、万が一体調不良等を感じられた場合は、備え付けの専用電話でフロント（１４）にご連絡下さい。

◎ジム、スタジオ

最新のマシンと専門的なメニュー作成から楽しいレッスンまで幅広いサービスを提供しております。

- ・ご利用時は必ず屋内専用シューズをご着用ください。（スタジオレッスンでは、シューズを着用しない場合もあります）
- ・トレーニングジムの各マシンには汗拭きタオルを設置しております。ご利用後は、汗をお拭きとりください。
- ・トレーニングジムが著しく混雑しているときは、有酸素マシンを含めてマシンの利用制限を設ける場合がございます。